

第 5579 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 10月 26日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 免税事業者だった期間の売掛金の貸倒れ

Q：消費税の免税事業者だったときの売掛金が貸倒れになりました。この場合の処理は、どうなりますか？

A：貸倒れにかかる消費税額を引くことはできません。

【解説】

消費税では、貸倒れがあった場合には、その貸倒れにかかる消費税額の調整(控除)をすることになってはいますが、課税事業者が、免税事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等に係る売掛金等について貸倒れが生じ、その課税資産の譲渡等の価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合であっても、その領収をすることができなくなった金額については貸倒れに係る消費税額の控除の適用はないこととなっています。

また、課税事業者が事業を廃止し、又は免税事業者となった後において、課税事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等に係る売掛金等につき貸倒れが生じ、その課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合においても、その領収をすることができなくなった金額について、貸倒れに係る消費税額の控除等の適用はないこととなっています。

